

第二十四回国会
衆議院

大蔵委員會議録第十二号

昭和三十一年三月一日(木曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事藤枝 泉介君 理事石村 英雄君

理事春日 一幸君

大平 正芳君

加藤 高藏君

坊 秀男君

山本 勝市君

石山 權作君

竹谷源太郎君

横鏡 重吉君

石野 久男君

出席政府委員

總理府事務官

(經濟企画庁)

調整部長

大蔵政務次官

(主税局長)

大蔵事務官

(主税局長)

委員外の出席者

農林技官

(食糧庁業務

第二部長)

通商産業事務官

(通商局長)

専門員

椎木 文也君

二月二十五日

委員横山利秋君辞任につき、その補

欠として西村彰一君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十七日

委員加藤高藏君及び西村彰一君辞任

第一類第五号

につき、その補欠として戸塚九一郎君及び横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として加藤高藏君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員石村英雄君辞任につき、その補欠として辻原弘市君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員辻原弘市君辞任につき、その補欠として石村英雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事石村英雄君二月二十八日委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

二月二十四日

金融制度調査会設置法案(内閣提出第七六号)

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

同日

在外資産補償に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第九三三三号)

紙に対する物品税撤廃に関する請願(南條徳男君紹介)(第九三四号)

入場税の一部を所在都市に交付の請願(野田卯一君紹介)(第九五五号)

同日

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

関税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

金融制度調査会設置法案(内閣提出第七六号)

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

〇松原委員長

これより会議を開きます。

まず理事の補欠選任について、お諮りいたします。去る二月二十八日、理事の石村英雄君が一たん委員を辞任いたしましたことがありますので、理事が一名欠員となっております。この際理事の補欠選任を行いたいと存じますが、その方法は、先例によりまして、委員長において御指名いたすことに御異議はございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

〇松原委員長

御異議なしと認めます。それでは委員長におきましては、石村英雄君を再び理事に御指名いたします。

〇松原委員長

次に、去る二月二十四日当委員会に審査を付託されました金融制度調査会設置法案及び昨二月二十九日付託されました厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案並びに船員保険特別会計法の一部を改正する法律案を一括議題として、審査に入ります。まず政府側より順次提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官山手満男君。

金融制度調査会設置法案

金融制度調査会設置法

(設置)

第一条 金融情勢の推移にかんがみ、金融制度の改善に関する重要事項を調査審議するため、大蔵省の附属機関として、金融制度調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(任務)

第二条 調査会は、大蔵大臣の諮問に応じ、金融制度の改善に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を大蔵大臣に建議する。

(組織)

第三条 調査会は、委員二十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(会長)

第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員及び臨時委員)

第五条 委員は、金融又は産業に関する深い知識と経験とを有する者その他学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 臨時委員は、当該特別事項に関する深い知識と経験を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

5 臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(意見の聴取)

第六条 調査会は、必要があると認める場合には、関係行政機関の職員の出席を求め、その意見をきくことができる。

第一類第五号

大蔵委員會議録第十二号

昭和三十一年三月一日

第一類第五号

大蔵委員會議録第十二号

昭和三十一年三月一日

第一類第五号

大蔵委員會議録第十二号

昭和三十一年三月一日

第一類第五号

(省令への委任)

第七條 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十七條第一項の表中金利調整審議会の項の次に次のように加える。

金融制度調査会

大蔵大臣の諮問に應じ、金融制度の改善に關する重要事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を大蔵大臣に建議すること。

厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案

修正する法律

厚生保險特別會計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第三條中「保險料」の下に、「一般会計ヨリ受入金」を加える。

第十八條ノ六中「昭和三十年年度以降七箇年度間」を「昭和三十年年度及昭和三十一年度以降六箇年度間」に改め、同條を第十八條ノ七とし、第十八條ノ二から第十八條ノ五までを一條ずつ繰り下げ、第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條ノ二 健康勘定、日雇健康勘定及年金勘定ノ各横立金中第九條第一項ノ規定ニ依リ業務勘定ヨリ組入レラレタル金額ニ相当スル部分ハ予算ノ定ムル金額ヲ限リ健康保險事業、日雇労働者健康保險事業及厚生年金保險事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツルタメ業務勘定ニ繰入ルコトヲ得

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○山手政府委員 ただいま議題となりました金融制度調査会設置法案外二法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

最初に金融制度調査会設置法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知の通り、昨年来の金融情勢は、資金の需給状況が緩和し、貸出金利の低下を見、市中銀行の日本銀行依存の状態も改まるなど、正常化の進展を見た一面、種々新しい問題も現われて参りました。政府といたしましては、これまでも金融制度の改善について検討を続けて参つたのであります。が、この際、金融制度の改善のため、広く各方面の権威者の御意見を承りたいと考えて、ここに大蔵省の附屬機関として、金融制度調査会を設置することとし、この法律案を提出することとしたのであります。

以下、簡単にこの法律案の内容を申し上げます。

第一に、調査会の任務といたしまして

ては、ただいま申しました通り、調査会は大蔵大臣の諮問に應じて、金融制度の改善に關する重要事項を調査審議するとともに、これに關して、必要と認める事項を大蔵大臣に建議することになっております。

第二に、調査会の組織につきまして、委員には、金融または産業に關して深い知識と経験を有する方及び学識経験のある方々を予定し、その人数を二十人以上といたしております。このほか特別の事項を調査審議するために必要があると思われましますときは、当該特別事項に關して深い知識と経験を有する方を臨時委員とすることができ、こととなつております。さらに、調査の万全を期するために、調査会が必要と認める場合には、關係行政機關の職員の出席を求めて意見を聞くことができる規定をも設けておる次第でございます。

次に厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

政府管掌健康保險は、医療保險の中核をなすものであります。近年収支の均衡を失ひ、その運営の基礎を脅かされてゐる状況でありますので、その運営を正常化し、その健全な発達をはかるため、一部負担金の範囲の拡張、標準報酬の改訂等根本的対策を講ずるとともに、国庫においても、予算の範囲内において、当該事業の執行に要する費用の一部を補助することとし、別途健康保險法の一部を改正する法律案について御審議を願うことになつております。右の措置に伴ひまして、厚生保險特別會計の健康勘定の歳入に一般會計からの受入金という事項を加え

ようとするものでございます。

次に、第二十二回国会における厚生保險特別會計法の一部改正により昭和三十一年度以降七カ年度間、毎年度、一般會計から十億圓を限度として、厚生保險特別會計健康勘定へ繰り入れることとなつておつたのであります。その三十一年度以降は、借入金の償還財源として繰り入れられるものでありまして、その借入金の返済を昭和三十一年度以降に繰り延べることにしたことに伴ひまして、一般會計からの繰入金も昭和三十一年度以降に繰り延べることにいたしました。存じまして、その規定の改正をはかつてゐるのでございます。

次に、健康保險事業、日雇労働者健康保險事業及び厚生年金保險事業の業務取扱に關し必要な経費に充てるため、健康勘定、日雇健康勘定及び年金勘定の各横立金のうち、業務勘定から繰り入れた金額を限度として、予算の定める金額を業務勘定へ繰り入れることができることとするため、所要の規定を設けようとするものであります。

最後に、船員保險特別會計法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

船員保險事業のうち療養給付等の部門におきましては、政府管掌健康保險と同様、近年その収支の均衡を失する状況にありますので、その運営を正常化し、その健全な発達をはかるため、医療費の一部負担制の採用、保険料率の引き上げ等根本的対策を講ずるとともに、国庫においても、船員法の規定による災害補償に相当する保険給付を除く療養給付等の部門について補助す

る措置を講ずることとし、別途船員保險法の一部を改正する法律案について御審議を願うことになつております。右の措置に伴ひまして、船員保險特別會計法の一部を改正することにより、船員保險特別會計からの受入金の精算規定等について所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、第二十二回国会における船員保險特別會計法の一部改正により、昭和三十一年度以降六カ年度間、毎年度、一般會計から二千五百萬圓を限度として、船員保險特別會計へ繰り入れることとなつておつたのであります。健康保險の例に準じ、昭和三十一年度以降は、昭和三十一年度以降に繰り延べることにいたしました。存じまして、その規定の改正をはかつてゐるのであります。

以上金融制度調査会設置法案外二法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終りました。これら三法律案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○松原委員長 次に、所得税法の一部を改正する法律案外税関係五法律案を一括議題として質疑を続行いたします。石野久男君。

○石野委員 税制關係についての質問をいたします。ことしの予算で税の問題を考えると、予算収入の九〇％がほとんど税金になつてゐると思ひます。専売益金を含んだこの九〇％の税収入というものは、非常に高いものになつておると思ひます。昭和九、十、

十一年の間に比較いたしますと、三十一年度の税収は、その当時の約七百八十二倍になっておると思ひます。歳入総額が当時の四百四十九倍、こういうところから見ると、税収は異常な膨張であつて、国民の負担は非常にきつたものであるといふふうに考へております。主税局長はそういう点についてどういふふうな考へでしようか。

○渡邊政府委員 過去数年間、御承知のように何回か減税はやつて参りましたが、現在の税負担が相当に重いものであるといふことは、われわれも同じように考へております。昭和九一十一年に比し税負担がどうなつてゐるか、われわれの方の数字を簡単に申し上げますと、九一十一年の平均は、国税だけでありますと八・五％、地方税まで入れますと一一・九％、それが去年の状態でございまして、国税だけでは一三・八、地方税まで入れますと、配付申し上げた数字では一九・四となつておりますが、多少変わつて一・九五、全体といたしまして五割方上つてゐるわけでございます。現状からいいたしましてなかなかまだ負担が重い。ただ歳出の規模と国民所得との関係から考へてみますと、それほど變つておりませんが、当時は御承知の通り、相当公債財源によつたところにあるにございまして、問題が大きく出てくるわけにございまして、現状におきまして、赤字公債めいたものを発行して歳出をまかなうといふことは、どうしても国民経済を健全に発達させていくゆゑんではございませんで、やむを得ず税収にたよらざるを得ない事情にあるわけでありまして、将来におきましては、国民所得の増加をはかるとともに、財政規模をで

きるだけ押へることによりまして、何とかして国民の税負担を軽減していく方向に、われわれとしてもこの上とも努力いたすべきものであると考へております。

○石野委員 当時は公債にたよつていたものが非常にあつたが、それと比較して、今日はその公債政策をとつていないから非常に税負担が多くなつてゐるのだ、これをなるべく低いものにしていきたいといふ局長の話は、その通りだろつと思ひます。そこで問題は、その今の税が非常に国民に対して苛酷であるから低くしていこうといふ方法は、それならばどういふふうにするかといふ問題が出てくるわけなんです。そういう問題についての構想を示してもらひたい。

○渡邊政府委員 われわれといたしましては、国民所得がふえて参ります、そうすれば現行の税制のままで進めば、当然それだけ租税収入はふえていくわけにございまして、特に現在のやうな税制になつておりますと、所得税のごときにおきましては、国民所得がたとへば一割増した場合の所得税収入の増加というものは、必ずしも一割でなく、それ以上になる、こういうやうな問題もあるわけでありまして、こういった点をまづもつて改正していけば、少くとも所得のふえたのに比べて、現在の税制でもつて負担がふえるのに比べれば、はるかに負担も少く済む、こういう問題も一つはあらうと思ひます。ただ負担全体の面からいいますと、結局国民所得のふえた割合だけ税収入がふえていくといふことになりますれば、この負担割合は変らないわけにございまして、一面歳出の方

におきまして、できるだけこれを小さなワクで、しかも同時にこれができるだけ有効に使つていただくといふことに、予算を組む場合などにおきまして努力を重ねまして、歳出規模をできるだけ少くした意味において圧縮することによりまして、その見合いである歳入の面を少くして済むように持つていくといふことを考へていくべきじゃないか、かように考へております。

○石野委員 できるだけ歳出の面を小さくして有効に使つていくようにしていきなさい、それからいふ一つ重大だと思ひますことは、所得が一〇％ふえた場合でも、税収はそれ以上に上るといふ今までの経験がある、こういうことなんです。私はここに問題があるやうな気がいたします。これは所得の増加といふものに対してのものの方と、税収のあげ方との間の食い違いからきてゐるのだろつと思ひます。それが、それはどういふ意味で、所得が一〇％上つたという推定に対して、税収がそれ以上に上るといふ理由が出てくるのだろつうか。あなた方が今までやつた経験から、どこにそういう理由があるのか、説明してもらひたい。

○渡邊政府委員 一番端的に出ますのは所得税でございます。これは、御承知のように、一つの時点をとつて考へてみました場合に、所得が月二万円の程度の所得者であれば、今度の改正が通りますと、給与所得者で夫婦子三人の場合は、全然税金がかからない。ところが、それがたとへば倍の四万円になつていけば、これは相当の負担になつてくる、こういうやうな関係がありまして、一つの時点をとつて、二万円の給与所得者と四万円の給与所得

者を比べてみますと、所得からいへば倍、半分でございますが、税負担からいいますと、片方はゼロであり、片方は相当の負担を負つてゐる、こういうやうなことがあるわけにございまして、これは一つの時点をとつての話ですが、それが時間的に變りまして、従来国民所得の平均が二万円であつた。平均的なものとして、たとえば二万円の人があつた。その人がたとへば三万円の給与をとるといふことになつて参りますと、所得の方は五割増加なんです、税負担の方は五割といつたやうなふえ方ではない。それが集まり集まつて税収といたしまして、やはり片方が一割ふえたからといつて、必ずしも一割でなくて、一割以上の増加がある。こういったやうな問題がまずあるのではないか、かように考へております。

○石野委員 これは見方の相違があると思ひますが、私の考へでは、一人の人間をある一時点で見ると、一人の問題の解決はできないと思ひます。むしろ国民所得の中における各階層別における所得がどうなつてゐるかといふことが、非常に重要だろつと思ひます。私は、三十一年度の国民所得が相当程度ふえるといふことを聞いておる。またあなたの方の出しておる資料の中にもそれが出ておるのだが、三十一年度の所得の増加を、各階層別に大体どういふふうになつてゐるのを見ておるか、それを示してもらひたい。少くとも法人と勤労者、農民、中小企業者くらいの割でよろしいですから、それをばつきり説明してもらひたい。

○渡邊政府委員 各階層別にどういふ

るかといふ数字は、実は今ちょっと手元に持つておりませんが、一応まず給与所得について申し上げます、従来納税義務者になつていなかった者が浮び上つてくる数字、その中には、雇用の増加も入つてくるわけでありまして、給与所得については、人員において三

をもとにしたその数字に對しましての今後の見通しでございますが、調査課所管分でございますと生産関係で一一・六、物価が九・八、相乗関係で一一・四、しかし所得率の向上による調整というものを一応考へております。それをさらに加味いたしますと一一・四・七、税務署所管におきましては、生産が一一・七、物価が九・八・五、相乗が一一・一、所得率向上による調整が一〇・三、総合で一四・三、両方を総合したところでは、生産が一・九、物価が九・五、その相乗が一・三、所得率向上による調整が一〇・三、総合で一四・六、大体こういうような格好におきまして一応課税所得がふえていくというように考へております。

○石野委員 私の開きましたところはだいたい方向が違ふようですが、それでも大体の傾向はわかります。この国民所得の件については、あとで審議庁の方からこまかく聞きたいと思ひます。

問題は、どのように見ようとも、この増収予定の五百十八億という額をどのようにしてうまく徴収できるかという点に、私たちはやはり疑義があるわけですが、昭和三十年度の大体の税収推定額は、当局から出ておる資料を見ると、大体七千八百五十億くらいだといふふうにいわれておる。これに對して、この五百十八億という増加は大体六・五%くらいになる。しかし三十一年度の国民所得の増加率は昨年度に比較して三・七%の増加です。今のいろいろと所得の増加と税収の増加とは若干の時点における問題点や何かで違ひがあるにしても、この三・七%の国

民所得の増加率に對して、六・五%のいわゆる税収推定額の増加率というものは激しい差がある。こういうふうに見るのなら、これをどういうふうにして徴収するつもりであるか、これを一つ主税局長に聞きたい。

○渡邊政府委員 五百十八億の関係は、本来の補正の関係で多少直りましたので、これをまず一応考へる基礎として申し上げたいと思ひます。本年の予算は七千七百四十八億でございますが、補正でその数字が直りまして七千九百八億、こういう数字になっております。従いまして五百十八億という増加額は、補正後の数字に比べますと三百五十八億、九千九百八億という数字は含まれてございますが、三百五十八億、こういう数字になっております。それで国民所得の方の数字は三・八、まあ四%近くでございますが、これは、補正前に大体こういう数字を見まして、きまつておる数字でございます。今の税収の関係は、補正後に比べますと四・四%の増加になっております。われわれとしましては、国民所得の方の数字もわれわれの方と十分連絡をとりながらやつておりますが、国民所得の増加の場合と税収の増加の場合とは、これはいろいろな面で食い違ひ面がございます。たとえば同じ所得がふえて参りましても、課税最低限以下の所得がふえるような場合、あるいは農家の所得などは割合にそういうのに近いのでございますが、そういう面ではふえるか、あるいは会社の方の所得でふえるか、そういう関係で、所得のふえる場所がどういふところでふえるかといふことをやはりこまかく見て参りましても、税収計算の場合におき

ましては的確な数字が出ないわけでございます。われわれはその方を各種勘案いたしまして一応の歳入を見積つておりますが、今申しましたように、補正後の数字から申しますと、国民所得の方の数字は三・八、四%程度、税収の方は四・四%程度、それほど大きな開きにもなつておらないものと、かように考へております。

○石野委員 所得の増加と、それから税収の問題点についての考へ方には若干の開きがあるように思ひます。これはいろいろ問題があるわけだが、しかし少くともこの税収の問題は、政府が税制改革案として出しておる所得税の若干の改正点があるにもかかわらず、税が非常に低所得者に集中的に現れてくるだらうというわれわれは危険を非常に強く持つわけですが、こういう問題で、少くともやはり先ほどから言つておる通りに、税が国民に對して過酷なものであるといふことは、たとえば金銀協あたりで出しておるところの資料を見ても、エンゲル係数などを中へ入れて参りますと、非常に強いものがあると思ひます。これは金銀協が出しております資料などを見ると、昭和九年、十年くらいの大體實質的な税負担率というのを二・五%と見ておる。これに對して三十一年度の見込みが四五・四%という数字を出しております。だからどういふような説明をしても、こういうような事実は、実際にやはり国民の生活の上で過酷なものになつておるというふうな考へられるし、ここのたとえは所得税の勤勞所得税に對しての控除を二〇%、最高額八万円というふうに直したといふような事実があつても、その後

の期日変更等を加えて、實質的に一七・五%として最高七万円にしておる。ここからくる勤勞所得について軽減というものは、案外政府が宣伝しておるようなものではないし、むしろやはりそのことが、直接税を軽減して間接税へ移行する形が強く出てきている。政府の方針から見ると、その点では非常に狂ひが出てくるのじゃないか。われわれの見通しでは、政府の見ているところの勤勞所得者に対する税負担率というものは、負担率が大体一九・四%と先ほど言ひましたが、その一九・四%という数字は、むしろ勤勞者に對しては少くともその五割方がふえて、約二七・八%になるのであるからうかといふふうに見えるのです。こういう点で、先ほど私が聞きました階層別の所得と、それから税の負担率の比率というものの何がはつきりやう示される必要があるように思ひます。政府の方では、大體總體的にこういうように一九・幾つというものを示しておるけれども、これを給与所得者や農民や、あるいは中小企業者、大法人等、それらに分けて、負担率がどういふ形で出ておるかといふことの調べがあつたら一つ出して下さい。

○渡邊政府委員 全銀協で實質負担をどういふふうに見ておるのか、これを私まだよく見ておりませんので何ともお答えがしかねると思ひます。今度勤勞所得税の控除引き上げが七月からやらなければならなかつたといふことにつぎましては、かつて当委員会でも御説明申し上げたと思ひますが、今回の改正におきましては、昨年度の減税が平年度化することによりまして、それによる減収が三百億ある。減

収というのは、他面ある意味において、国民の方の面から見ればそれだけ負担が軽減されているわけでございますが、そういう数字がございまして、自然増収の一部を減税に充てたといふことは遺憾ながらなし得なかつた。今年としましては、臨時税制調査会の答申にもございまして、やむを得ざる手段ではございますが、片方でもって砂糖関税などを上げることにによりまして税収をかきまして、それによつて勤勞所得者控除を上げる、こういう手段をとらざるを得なかつたのであります。いわば間接税を増徴することによりまして、直接税の負担の中で特に負担が重いと思はれた分を直すといふことに考へざるを得なかつたわけでございますが、ただ退職引当金の制限の問題でありまして、か、いずれも本年としましても平年度としての収入が入らないわけでございますので、やむを得ず半年減税という態度をとらざるを得なかつたのでございまして。しかし税制というものは、御承知のように、ある意味においては相当長い期間の目で見ていただかなければならぬ問題でございまして、明年度以降におきましては、それはもうはつきり平年度化するわけでございますので、そういう点を考えますと、別に二万円までの給与所得者に七月以降において税がかからなくなるというところが偽りの看板であるといふことも言ひかねるのではないかと、かように思つております。各所得の種類、階層に應じてどういふ負担になつていくかといふ点につきましては、ちよつと手元に資料もございまして、今お答えするわけには参り

ません。

○石野委員 各階層別の税の負担率の問題については、これはあとで資料をもらいたい、出せますか。

○渡邊政府委員 ちょっとどういう御

趣旨のものか、われわれの方もよくわからないのですが、一応何と申しますか、たとえば十萬円の階層でございませうれば、どれくらい税負担になっていくかといったような点につきまして、これは一応税法の理論計算的なものは出ます。ただこれの出ますのは所得税だけでございまして、あるいはせいぜいそれに加わる市町村民税、そういったものまでは出ますが、間接税などの関係になりますと、一体その階層の人がどれだけの間接税を負担するかという点になりますと、実はわれわれとしまして、それはやはり無理に推定して出せば出ないことはない、それは言えませんが、しかしきわめて客観的な——推定以上に出ませんので、われわれの方としまして、主税局の調査という意味で御提出申し上げられる程度の自信のあるものは出しかねる。結局所得税の負担がどうなっているかという程度のところでは、それでも出せとおっしゃるなら、その程度のもので出ますが、たとえばここに地方税まで入れた一九・五といった問題になりますと、この中には酒の税金も入っておりますし、たばこの税金も入っております。あるいは通行税、登録税、印紙税、そういったもので入っております。そういったものが各階層にどのような負担になっているかということになりますと、これは非常に遺憾ではあります、ちょっと出しかねるのじゃないか、かように考えておるのであります。

ます。

○石野委員 各階層別における税の負担率の問題については、直接税の方はわかるけれども間接税は出しかねる、その意図は大体よくわかります。しかしわれわれにとつて一番大事なことは、政府が盛んに税が軽減された、軽減されたという場合に、国民の生活はそれにもかかわらず窮乏しているということなんです。政府としては直接税

だけでなくて、国家の収入になる間接税、直接税全体を含めて国税の問題が国民にどのように及ぶかということ、政治の結論として出すべきだと思う。だからそういう観点から、現実なものを出なくても、それに近寄るような数字を出す努力はしなくちゃいけない。またそれをしないので主税局が間接税をとるといふのはもつてのほかだと私は思います。間接税を一応予算の中に計算するということの意味は、そういうことも含めて、果して国民に対する政治がよくなっているかどうかというところ、常に主税当局としては考えているだろうし、大蔵当局もそれを考えなくちゃいけない、政府の方針はそれでなければならぬ。私が聞きたいのは、正確なものがなければならぬ、よろしい。とにかくあなたの方の経験と調査の力量によつて、一応とにかくその間接税が国民にどういう形でどういふ階層に及んでいるかという数字を、われわれの参考資料として出される責任があるのじゃないか、そういう意味なんです、直接税の問題はわれわれ資料をもらっている。だから、間接税がどういふ形で現われているかという資料がほしい。そこで私は、そのことを要求すると同時に、いま一つ局長に聞い

ておきたいのですが、ことしの勤労所得税は非常に軽くなつていくのだというところを盛んに宣伝しておるが、それじゃ実際に勤労者の税負担というものは、間接税と直接税とを含んで果して軽くなったのだと言ひ切れるかどうか。それについての主税局長の考えはどうであるか、その点をはっきり説明してもらいたい。

○渡邊政府委員 給与所得者だけの面からいへば、少くともそういうことは申し上げられるのじゃないかと思つております。今度の給与所得控除の引き上げの見返りになっております分は、一つは退職給与引当金の問題です。これは、いわば非課税積立金をある程度制限しよう、従来資本蓄積に重点を置きまして、相当大幅な引当金を認めていたのでございしますが、あまりそれが大幅に過ぎるのもどうかという観点で、これを制限して、そこから得た財源を給与所得の方に回したわけでございますから、その意味からいいますと、法人の方の負担の面が、ある程度引当金を積み立て得るものが一応制限をされて、その分が給与所得の方に回つた。この面は、法人の負担において給与所得の減税ができたということが言えるのじゃないか。交際費の面においても、現在五百萬円以上の法人について適用していますが、そういう面における一応の制限を片方でもって考えながら、給与所得の方を軽減した、こういう面でもこれもう言ひ得るのじゃないか。ただ砂糖の関税の問題になりますと、これは多少違つてくる。砂糖関税の問題におきましては、砂糖の値上りによつて給与所得が軽減された、それじゃどっちがどうかかわ

らぬじゃないか、こういう考え方ができると思ひます。ただ本年の砂糖関税に關する限りにおきましては、昨年から砂糖の特許利潤の問題がいろいろ出ておりまして、それが今度の関税にまつたわけでございます。従つて標準の取り方でございまして、やはり砂糖関税がある程度負担がふえたということ、所得税の負担軽減を当然相殺すべきものだと思つております。しかし一応昨年大体七十五、六円が標準になつて、たといふことをもし前提とすることが許されるならば、大体今度砂糖関税をとりまして七十五、六円ということをやねらひにしておりますので——これは前提の問題でありますから、必ずしもその分はすぐ負担軽減だといふのは、これはちょっと早計だと思ひますが、一応そういう事情にあるといふことも言ひ得るのじゃないか。その意味におきまして、全体として自然増収を減税に当てておりませんから、あまり大きなことを私は言えないと思つておりますし、言うつもりもございませうが、法人の負担というものにおいて相当の減税がなされたということだけは、程度の問題は別でございしますが、一応は言えると思つております。

○石野委員 自然増収を減税に引き当ててないから大きいことは言えないけれども、しかしとにかく法人の負担において一般の勤労所得者、あるいはその他の層の税が相対的には軽くなつていくんだ、こういうようなお話です。しかし、それはやはり見方の相違があるのと、法人税に対するものの考え方で非常に違ひが出てくると思ひます。ことに今年は、先ほど申したように三百五十八億という数字を増徴するわけ

です。この増徴が非常に困難であらうと思ふことは、たとえば先ほどの法案の説明でも、政務次官は、日本の経済は非常に正常化してきておる、よくなつてきておるんだと言ふ。しかし事實はそうじゃない。むしろ非常に苦しい面が各所に出てきておるのです。たとえば昨日の新聞などを見ましても、東京の不渡り手形の増勢については実にひどいものがある。昨年の二月に比較して、今年の同月比は一万八千七百八十二枚も上回るような新事実が出ておるし、その内容をずっと見てくると、一件が五萬圓くらいのものが全体の五七・三%を占めておるといふ実情である。それに今年の不渡りの増加の特徴は、従来のように何べんか不渡りを出したもののじゃなくて、手形交換所で初めて不渡りを出しておるものが非常に多くなつてきておるといふ実情です。だから、政府の見えておるような今年の日本の経済界の動き方というようなものとは非常に実態は違ふと思ふ。むしろわれわれがしばしば言つておるように、好況は大企業中心の好況であつて、中小企業者やあるいはその他の層においては、非常に不況をかこつておるといふ実情だと思ひます。そうすると、この収税の問題などについて、大企業を中心にもつと大きな収税が行われるのであれば非常にけっこうだが、事實はそうじゃない。むしろ中小企業を収奪する形で収税になっておると私は思ふのです。それは、そういう方面に対して過酷なものにならないういふ点について一つ主税局長から説明してもらいたい。

○渡邊政府委員 経済全体の動きとし

ましては、われわれは、今お話しのように、中小企業を中心とした面におきまして、相当不況で悩んでおられる方も、経済全体としては結構あるかもしませんが、少くともお話しのような大企業を中心とした面においては、大企業法が中心でございまして、その場合においては、今年の三月決算、それから今年の九月決算、これが三十一年度の税収に一番大きな影響を持つわけでございします。三月決算におきましては、大体もう勝負がつきかけておりますが、これは、昨年の九月決算が相当よかったのですが、これよりも四、五%くらいいいのじゃないかという見通しを持っております。九月決算になりますと、ちょっと先のころになります。特に三月決算よりも悪くなるということも言いかねますので、われわれは大体横ばいに見えていく、こういったようなところで現在の収入を出しておりますが、法人税におきましては、これは、二十九年度から三十二年十一月までの申告税額だけについてみますと、千六百四十四億の中で千二百十五億までが調査課所管、この中には、考えようによっては中も入っておりますが、相当大きなところで大体占めておるといったようなことを考えて参りますと、大きなところで相当の収入が期待できれば、小さな納税者の方にそう過酷な徴税とか、そういうことは一切考える必要なしにかなりの税収が期待できるのじゃないか、かように考えております。

○石野委員 税金が法人の方からたくさんとれるというふうな見通しがすべてのもを解決するように言われるけれども、事実はそうではなくて、むしろこの巧妙な税体系の中では、中小企業者が非常にいじめられていくだろうとわれわれは考えておる。これは、こまかいものを見方をすれば、理屈のつけ方はいろいろあると思ひますけれども、とにかくわれわれはそう見る。そこで、これは税収を確保するのに相当程度徴税強化をやるといふにわれわれは聞いておるわけですが、このことは、すでに大蔵大臣もそういうふうな言ひをしておるし、それからまた皆さんの当局から出ておるいろいろな資料を見ても、そういうことが言えると思ひます。ことに租税の滞納処分とか、あるいは民事上の強制執行との二重差し押えの問題等を考えますと、これは好況面からくる税収というよりも、むしろ非常な不況をかこつておるといわれる中小企業者に対する税収を大きく期待しなければ、ここの税の増徴はできないのじゃないかというふうな政府は見ておるのじゃないか、またわれわれは、そういうふうな立場からこういうものが出てきておるのじゃないかというふうな考えをしておりますが、そうじゃないですか。

○渡邊政府委員 私どもは、従来の徴税のやり方に対して、本年度特に過酷な徴税のやり方をしようという意図は、これは毛頭考えておりません。徴収率につきましては、それが上ることを考えておりますが、そのような点につきましては、実績が相当向上を見えておりますし、何と申しまして、経済が平常化してくるにつれまして徴収の成績も上ってきておりますので、そういう面を中心としながら、やはり無理のないところでもって徴収の成績もどんどん上げていく、こういうことは考えておりますが、そこに過酷にわたるような云々というものは考へておりません。なお御指摘になりました滞納処分と強制執行との二重差し押えの問題、これはいづれ早晩法案を御提出申し上げるつもりであります。これは別に徴税を過酷にするとか、なにかい趣旨のものでは全然ございません。結局従来とか非難がございましたのは、一度滞納処分をしてしまつたのは、二度滞納処分をしてしまつたのは、二重差し押えができません。従つて、それによって私債権者の権利が非常に侵害されるといふことが、保護のされ方がどうも十分でない。従つて滞納処分によつて一ぺん差し押えて、それがまた差し押えのままであることによつて私債権者の権利が保護されない、これはぜひ何とか直すべきである、多年弁護士会などの要望もございましたので、法務省とも十分相談しまして、そういう意味においての制度をこの際直していきたい、こういう意味のものでございまして、徴税強化とかなんという面を中心にして考えたものではないというところを御了承願ひたいと思ひます。

○石野委員 徴税強化の方法については、まだ当局は考えているようにわれわれは聞いておるのです。たとえば、今まで青色申告のめんどうを見ておつたのを、ここのからやめようという意図は、あとで国税庁の方が来たときに私は聞きたいと思ひます。ことしの税の中で、特に所得税の問題については、先ほど来いろいろな説明がありましても、実際には、勤労者の所得税は、直接税の方で非常に軽く見せながら、実は間接税の方でだんだん上げてくる。結局は、税負担の面ではちつとも軽くないのだという実情が出ておるとわれわれは思ふのです。その相対的な問題は、税の負担の点に現われてきていると思うのです。こういう点で、私はやはり特に大法人に対して徴税をすることが非常に大事なんだ、こういうふうに考える。先般予算の審議の際に社会党から出したいわけの税の徴収について、法人に対する免税等特別措置をやめて、そこから数百億の税を出せということをやつたのは、われわれもその通り考えるわけですが、当局としては、法人に対する免税所得額に対して、ここの徴収をする上で何とか考えるという意図は全然ないのかどうか、これらについて将来どういうふうな考えていくのか、その点について一つ……

○渡邊政府委員 現在租税特別措置というふうな名前で各種の措置がなされておられます。それは幾つかの形がありまして、税を負け切りにしておるものもありますれば、あるいは、たとえ償却を初期においてたくさん見ると、初期においてはそれだけ税負担が軽くなりますが、あとの償却がそれだけ少くなるわけでもございまして、あとの方で税金がたかさん徴収される、こういういろいろな種類のものなどいろいろございします。ただ租税特別措置にはそれぞその理由があり、日本経済の発展のために、どうしてもやはり資本の蓄積が必要だ、そういった面からいろいろ考へられまして、できていろいろございします。しかしいろいろな批判もございしますので、明年度の税制改正におきましては、一ぺん全面的に見直してみようじゃないか、こういう気持は十分持つております。

○石野委員 全面的に見直してみようというのは、とにかくその免除をしていふことを一応もとへ戻して、それはもうなくするといふような意味ですか。

○渡邊政府委員 全面的に見直してみようといふことの意味は、全然なくするといふ意味ではなくて、それぞれの措置について検討してみ、残すべきものは残し、やめるべきものはやめ、同時にそのような制度を制限するものは制限する、一体それだけの必要がどの程度あり、どの程度は行き過ぎた、そういうものがあるかないか、これをよく見てみたい、こういう意味でございします。

○石野委員 今その免税特別措置を受けている所得額は、当局の推定では全部でどのくらいあるのですか。

○渡邊政府委員 特別措置による減額といわれておりますのは、いろいろな種類のものがございします。全体でかなりな数字になりますが、一応その中には、たとえば概算所得控除でありますとか、生命保険料控除でありますとか、あるいは診療報酬控除の特別措置、こういうものも入っているわけでもございします。御質問になっておりますのは、おそらく法人税を中心としての意味じゃないかというふうなことでございしますが、その分は、総額としましては、本年の提案で退職引当金の制限制度を縮減しておりますので、これを通過させていただくというのを前提として申し上げますならば、一応平年度で四百六十一億、これが法人関係のも

の全部であります。その中には輸出の
関係の特例でありますとか、あるいは
重要物産免税とか、価格変動準備金
とか、退職引当金とか、そういうもの
を一応全部見込んだ数字でございま
す。

○石野委員 今のは所得額ですか、そ
れとも税の額ですか。

○渡邊政府委員 これは税額でござい
ます。ただ免税と言いつけるものと
言い切れないと思ひます。と申します
のは、たとえば先ほども言いましたよ
うに、早期に償却を認めるといふの
は、その償却が許される期は税金が減
りますが、あとの期になりますと償却
額がそれだけ少なくなって参りますか
ら、税金もそれだけ余分に入ってくる
、いわば課税が猶予されるといった
ような種類のものがこの中には多分に
入っております。

○石野委員 税額じゃなくて、そのの
免税所得額にしますとどのくらいにな
りますか。

○渡邊政府委員 法人税は、御承知の
ように比例税率であります、三割五
分の軽減の税率はありますが、大部分
は四割の税率になっておりますから、
これを四〇％で割れば大体の数字が出
るわけでございしますが、所得額とし
て千百五十億というくらいな数字にな
ります。

○石野委員 いずれにしても、この問
題は先ほど局長からも話のあったよう
に、来年度といふよりも、すぐにでも
これは課税の正当な位置に置くべきだ
というように私は考えます。ことに政
府の方では、ことしの日本の経済は非
常に正常化している、資本蓄積も、正
常化という意味では一応できています

いうことを言っているわけですか。しか
るに片方では、先ほど言うように中小
企業者は不渡りをたくさん出してい
る、それどころじゃない失業が増大し
ていく、こういう実情の中で、片方だ
けはそういうふうな免税の特典をいつ
までも与えておるといふことはよくな
い。われわれは、今局長が言ったよう
なものは、一日も早くその免税の特典
を排除して正当な位置に置いて、そし
て一般の低所得者に対する税の負担
が軽くなるようにしてもらいたい、こ
ういふふうにはわれわれは考えるわけ
です。とにかく私たちの税の問題に対
する考え方としては、先ほど来言ってい
るように、日本の財政収入の中では、
直接税はもう頭打ちしておいて、しか
もその点では、政府は、だんだん間接
税へ移行してきているといふふうにし
なければならぬんだという状態に置
かれていて、こういうふうに見ておる
わけなんです、その点もう一度最後
に確認しておきますが、当局としては
大体そういうふうな考え方でありませ
うか。

○渡邊政府委員 初めにちよつと申し
上げておきますが、これは石野委員
とわれわれと多少見方が違ふかもしれ
ませんが、われわれは、経済がだんだ
ん正常化の方向に進んでいけばいいほ
ど、そういう特別措置は順々に整理し
て、いつかいいんじやないか、経済が正
常な状態になるまでは、そこに相当
の資本蓄積も必要ですから、そういう
状態であれば、むしろこういふもの
は残されてもいいんじやないか、遺憾
ながらもちよつと逆な考え方を持ってい
ます。

それから税負担全体を軽減したいとい
う気持は、われわれも十分持つてお
ります。同時に現在の税負担につきま
しては、特に直接税の負担が重いとい
う批判が相当大きくあるわけでござい
ます。従いまして、さらにそういう
批判についてもいろいろ検討してみ
る余地はあると思ひますが、全体とし
ましては、間接税の負担を増しても直
接税の負担を軽減する方向に考えて
いっていいんじやないだろうかとい
う気持は持つております。さらにその
全体をどうしていくかといふことにつ
いては、十分検討してみたいと考えて
おります。

○石野委員 間接税を増徴させるとい
う形では、当然物価を高めていくとい
うインフレの傾向を助長していくとい
ふにわれわれは考える。今インフレ
なき拡大経済といふことを盛んに言っ
ている政府の考え方からすれば、その
点も非常に困難であろう、こういう
うにわれわれは一応好意的に見るわけ
なんです、そういう点についてはどう
いうふうな考えですか。

○渡邊政府委員 間接税を増徴すれば
物価が上っていく、一般論としては一
応そういう問題もあると思ひます
が、しかし、具体的にどういう間接税
をどうした場合に物価が上っていくか
といった点、さらに物事は内容的に検
討していく必要があるんじやないかと
いったような各種の面から考えまし
て、できるだけ悪い影響の少ないよう
な方法、あるいは悪い影響のないよう
な方法、あるいは悪い影響の少ない
方向によつて、間接税を増すことにな
らうか、どういった面についてお
るわけでございします。

○石野委員 中央の公式的な理論では
そうだけれども、実際にはそういくも
のじやないのだというふうな話ですけ
れども、われわれの見るところでは、
やはり直接税を減らしていつて間接税
をふやすという形は、中央、地方、国
税から地方税を両方通じて当然何らか
の形でとられなければならない財政上
の問題だらうと思ひます。そうなつて間
接税がふえていけば、どういふ形かで
物価が上ってくる、もう現にその傾向
は強く出てきておつて、地方などでは
バスの値上がりがあるとか、あるいは水
道料金の上ってくるとか、いろいろな
問題が各所にいろいろな形で出てきて
おると思ひます。そういうことから、
われわれとしては来年度あたりその間
接税をどの程度ふやすかといふこと
について非常に興味を持っております。
あなた方が財政の規模を来年度どうい
うに持つていくかといふことにつ
いて、私たちは直接税と間接税との関係
の問題点はどういう程度にきているの
じやないかといふふうに見るのだが、財政
全般から見ると税収の立場で、間接税と
直接税とのものの考え方を局長はどう
いうふうに考えておられますか。

○渡邊政府委員 そういふ点は、われ
われはまだ結論的なものは出しており
ません。来年度の問題で多少時間的な余
裕もございしますから、さらに慎重に検
討していくべきだ。それで、御承知の
ように直接税を一番中心にして税体系
を作っているのが、アメリカの制度で
あります。それからイギリスになりま
すと、やはり直接税を中心にしてはお
りませんが、多分にウェイトは間接税の
方にも行つていて、直接税の方が大体
五〇％ちよつとくらい、それでフラン

スとか西ドイツになりますと、売上税
とか取引高税とかいふものを相当やっ
ておりますがゆえに、直接税の負担は
ずつと少なくて、多分にそちらの方に税
収を依存している、こういうふうな
各国の事例、幾つかいろいろな型があ
るわけでございまして、もちろん日本
としましては、日本の現在の段階にお
ける経済の状態といったようなものを
中心としてものを考えてみなければな
りませんが、そうした各国の事例など
も十分参照しまして、いい税制として
はどういふものを作っていくべきかと
いふ点について、今後さらに検討を続
けていきたい、かように考えておりま
す。

○石野委員 研究するといふことだけ
じゃなしに、今差し迫つた問題とし
て、もう税制の改正を来年やるのだ
し、またその考え方を皆さん持つてい
るわけだ。そこで、税制の問題につ
いての直接税と間接税とを、蔵入の中
でどういふふうな位置づけをさせてい
るかといふ今の考え方を私は聞いてい
る。

○渡邊政府委員 先ほども申し上げま
したが、現在税負担が非常に重いと
いう声がある。御承知でありましょ
うが、昭和九一十一年時分は、直接税の
占めるウェイトは、現在に比べますと
はるかに小さかつたといつたような問
題もあるわけでございまして、そうし
た歴史の縦の面から見まして、そう
いった面がある。それから各国の事例
を横の面から見まして、幾つかの直接
税をうんと取つていない国もあれば、必
ずしもそうでない国もある。そうい
つたような面を見まして、一体現在の段

第一類第五号 大蔵委員会議録第十二号 昭和三十一年三月一日

○渡邊政府委員 多少積み上げの基礎が違ふものですから、必ずしもはつき

しまして上と下に分けまして、それからそれぞれ三十年度に対する伸びを、

ことと、もう一つは農業所得に対する課税の方式がことし変わるわけです。そ

率に変わったということによる分の増と
いうことのないように、われわれは執

が、一応私は、きょうの質問はこれで
 終ります。

○松原委員長 次に石山権作君。

○石山委員 私、主税局長に関税の問題をちょっとお伺いしたいのですが、御承知のように日本は大へん外国から物資を買い、それを加工して輸出しておるというふうにやっている国でございいます。皆さんの方で関税率を設定される場合、どういうことを構想に入れた率を設定されるかをお伺いしたい。

○渡邊政府委員 基本的な考えという御質問でございますので、かなり抽象的なお答えにならざるを得ないと思いますが、現在の日本の関税は、かりに一口にいえば、保護関税的な色彩の相当濃厚なものが、それだけとは私は言い切れないと思っております。今度砂糖関税を引き上げましたのは、保護関税というよりも、多分に財政関税的なものでございますが、しかし一般的に関税率をきめております場合においては、多分に保護関税的な意図を持つては、

ている。従ひまして、国内で生産されるものについては、外国との競争におきまして、それがある程度関税で保護しませんでしたらば国内産業として成立できないものにつきましては、相当の関税を課するという事で国内産業を育成していきたい。ただ御承知のように、一面日本はやはり輸出で生きていかなければならぬ国である。そういうことになりますと、各国との關係からいたしまして、いわば自給自足的な経済でやっていけるといった考え方のもとに、あまりにこの関税障壁を高くするということになりますれば、また日本から輸出する品物につきまして、相手国でも関税障壁を高くするという事態が当然出てきますので、やはり貿易の自由化という方向で、日本として

もある程度ものを考えていかなければならぬ。そこにいわば相矛盾する二つの要請があるわけでございますが、しかし、そういった二つの矛盾した要請の中に立ちながら、個々の具体的な事例を見まして、日本としてはある程度どうしても保護していかなければならないというものにつきましては、相当の高率の関税もやむを得ない。ただその場合においても考えられておりますのは、素材的な、あるいは原料的なものにつきましては、何と申しましても関税としても比較的低い。それから消費物資的なものにつきましては、物によりますが、相当の高級品、ぜいたく品というものにつきましては、ある程度の高い関税にしていく、これは各国が同じような方向に進んでおりますので、そういった方向でものを考えながら現在の関稅定率は定められている、かように考えております。

○渡邊政府委員　その点につきましては、いろいろな御議論があるわけでございまして。砂糖の関税の例が出ました。が、それについて申し上げますれば、日本でも多少ビード・シュガーはできておりますが、この産業はもろんのこと、さらに砂糖と代替するあめの原料である澱粉は、砂糖が外国から非常に安く入ってくれば、非常に産業としては成り立たなくなるが、これが関税が高ければ成り立ちやすくなる。しかし、これはある意味において国民全体の負担において澱粉工業を成り立たせるといふことにも、考え方によつてはならぬわけでもないのです、おのずからそこの一つの限界があるうと思つております。澱粉工業も一つの相当な工業でありますし、さらにその背後には原料を供給する農民の利益もあるわけでありまして。これは全然そうした人たちの存在、存立を無視していいというの

できないということはよくわかりますが、この超過利潤のとりまえ方が、行政のうまい味でもあるし、政治の温情だとも思う。しかしあの砂糖の問題をみてください、行政のうまい味というものはちっとも感じられないで、行政そのものが汚職を生むような操作をされておる。きょう農林省の方がおいでになっていると思いますから、一つお聞きしたいのでございますが、去年、われわれが不当だと思われるような利潤が六、十億以上あるんだ、こういうふうに解釈していたわけなんです、最近聞きますと、だんだん減ってしまつて、どうも雪解けのたるまみたいなののでして、形が何もなくなつてきた。前は頭と胴との境目があつたのですが、これと胴になると、頭も胴もみな小さくなつて、のっぺらぼうになつてしまつた、こういう現象はどこから起きてきたか、一つ説明していただきたいので

うことは、値段があまり高くなくて
その後は割合に落ちついて進んで参つ
たということになろうかと思つており
ます。

○石山委員　そうしますと、業者とお
約束した分は幾らでございましたか。
○樋詰説明員　今農林省の桑原部長か
ら大体概要を申し上げたのでございま
すが、もう少し補足的に申し上げます
と、昨年の当初砂糖の差益といたしま
して、年間六十三億を国庫へ受け入れ
れるというところで予算が組まれてお
つた、これは御承知の通りであります
。大体そのときは、今農林省からも御
説明がありましたが、七十六円といひ
うものを一応基準にいたしまして、そ
うして年間九十五万トンの割当という
ことをまた片方のベースにして一応の
計算がなされたわけであります。そこ
ろが御承知のように、昨年の十日以降
非常に砂糖の値段が下つて参りま

.....

○石山委員 相矛盾する二つの考え方ということは、結局国内産の物価安定ということ、これを特に強く要望しているのは、私は農林関係だと考えております。しかし私は、この場合農林関係だけを考へて、日本の国全般の財政を大蔵省は考へてはいかぬのではなからうかということ、これを力説したい。特にこの前の本委員会でも、強く私たちの方の井上委員から詳細に論ぜられた砂糖の問題を一つとらまえてみましても、非常に矛盾を感じております。これが穀粉とかの何かの安定策のために利用されて、食管法の中に入れて会計をつかさどるということは、決して日本経済の場合正しいいき方ではないような気がしてならないのでありますが、大蔵当局ではどう考へていますか。

も行き過ぎでございましょう。同時に高くさえあればいいのだといった考え方も、われわれとしてはとるべきでははない。結局澱粉工業、あるいはカンショの栽培が成り立ち得る限度において、同時に関税もそれと見合いながら一応の率をきめていくべきではないか、かように考えております。

○石山委員 国内産業を何も否定するものでもないし、どんな小さなものでも育成していかなければならぬというのが、わが社会党の本来の立場でございします。砂糖が例にとられてゐるわけでございますが、砂糖のような場合、だれが見ても不当だと思われるような超過利潤が出たわけでございます。またなたのおっしゃるいろいろな、行政的の措置によって一方的に律することは

す。

○桑原説明員 食糧庁の方からこれをながめておりますと、昨年の例の砂糖法案が成立いたしましたんで、そのあと八月二日に新しい内閣の構想がきめられましたして、七十六円を基準として差益徴収して参るということで、一つの仕組みを作りまして計算いたしましたわけでございますから、それに基きまして出て参りましたものが、まだ二月、三月が済みませんけれども、おそらく十八億程度と考えられます。それを繰り込みまして、一応寄付ということで合計三十億ということで話がつきましましたので、私たちの方で見えておりますと、これが妥当なところではないかというふうなながめ方をいたしております。結局もつと差益が出ませんでしたとい

た。十月半ばから下りまして、十一月には平均して六十八円九十四銭、十二月には七十三円四十八銭、一月も同じく七十三円四十八銭、二月になりまして七十四円八銭ということで、こればかり当初われわれが考えておりましたのと比べて、非常に後半下っておるわけであります。その下りました一番大きな原因は、これも御承知だと思いますが、九月の末から十月の初めにかけて、一時原糖が国内で枯渇したというふうなことがありましたために、非常に九十何円というふうな気違い相場を現出したこともあつた。そのため、政府といたしまして十万吨追加いたしましたして、百五万吨の輸入をしたという公表をいたしましたわけでございますが、その十万吨の追加以後、

のではないかと、いうふうに考えており

ます、この大蔵省と通産省と農林省のものの考え方の相違、たとえば、きのうでしたか、おとといでしたか合同委員会などでも、大豆の問題が非常の論議されたようでございますが、ここで一つ政務で次官もおおいになりますから、高い政治の視野において、物事を考えていたいただきたい。大豆の場合でも、国内生産よりも輸入する数量の方が多いようでございます。そうしますと、一般の国民の現状からすれば、安いものを入れようという考えは、安いのを入れようという考えで、安く使用すれば、こういうのが一般論として成り立つ。しかし、その立場々々においてのその業種の育成ということも当然考えられる。皆さんの方では、このかね合いを今どこに置いて処理なさろうとしていられますか。特に大豆の場合などについて、大蔵政務次官としての御意見を聞きたい。もう一つは、米に対する場合、これも一つお聞かせ願いたいと思うわけです。

○山手政府委員 先般の大蔵農林連合委員会におきまして、大豆の問題についていろいろ御議論がございました。私どもも、あの当時予算の編成期を控えて、いろいろ真剣に省内でも議論いたしました問題でございましたけれども、先般申し上げましたように、輸入方式をどういうふうな方向にきめるかというふうな二、三の点が固まらなかったような関係もございまして、結局ああいう結論を出したわけでございまして、農林委員会の方の皆さんの非常な御要望もありますので、国内の生産者、国内産の大豆をもう少し何とか保護するような措置も積極的に考えた方がよからうというふうな議論も相当強くその後起きて参っております。至

党と相談することにしたしまして、至急にそういうものをもっと掘り下げて検討しよう、こういうことで、今研究をさらに重ねますように処置をとったわけでございまして、そのうちに、こういう問題につきましても、輸入方式そのほかいろいろのものを総合して結論を出すことになると思っております。御了承願いたいと思っております。

○石山委員 この砂糖の問題などから見て、米の問題も私あなたにお聞きしたというところは、やはり食糧法のことを大蔵省としてどういうふうな考えているか。これはなぜかというところ、河野さんは、どうしても食糧へ砂糖の資金を繰り入れるような考え方で、それを操作していく、こういうことを強調しておられるのですから、われわれはこの食糧法に対しては、前からの経緯を考慮して、非常なある種の疑義も持っている、不信の目をもっているというわけですから、それをお聞きしたかった。

○山手政府委員 砂糖を食糧へ入れて取り扱いたいとか、いろいろ議論もあります。問題になったことも事実でございますが、御承知のように、食糧で扱っております米とか麦、そういうふうなものは、輸入価格と内地の生産者価格との間に相当の開きもありまして、やり方によりまして、相当な赤字を年々出していくおそれもございまして、そういうことで、ただ不用意に砂糖の取扱いを食糧でやるといふようなことになりまして、赤字が出れば、砂糖な比較的安全に一種の差金を取って、そうして赤字を埋めていくというふうな手がとられる危険がないこともない。そういうふうなことをいろいろ考えまして、大蔵省としては、砂糖を

食糧で扱うというふうなことはできるだけ避けようという方法でいきたい、そういうふうな考えでおります。

○石山委員 米に対する二重価格制度をどういうふうに見ていられるかと、いうこともあわせて答弁願いたいと思っております。

○山手政府委員 今日段階におきましては、管理費そのほかいろいろやむを得ない経費も相当かかることでございまして、片方内地の生産者、農民を保護する必要もございまして、消費者の立場もまた考えなければいかぬという矛盾した要素がございまして、今日の矛盾した要素がございまして、今年赤字を出さないような努力を重ねていかなければいけませんけれども、今日の段階では、まだまだ手数もかかります。倉庫の関係やいろいろの関係で、御承知のように、経費もかかりますので、二重価格制を維持していくことはやむを得ない、そういう方法をとるのもやむを得ないであろう、こういうふうな考えでおる次第であります。

○石山委員 お話を聞いていますと、数字をいじっていられた大蔵省の次官からしては、私は筋が何本も出ていくような印象を受けてなりません。これは、もちろん私はあなたの答弁が下手だという意味じゃございませんよ。あなたたちの持っている政策が大体そんなものだということを言いたいのだ。いわゆる欺瞞じゃないけれども、非常に矛盾をたくさん含んでいるというものが、現在持っている皆さんの政策じゃないのか。逆に言うと、日本の今の経済の状態はそういうところにあるというのも事実でございますけれども、それを容認したような形で数字を

いじっていられると、出てきた数字は、私たちとしてはまことに困るわけなんです。ということは、簡単に言うとな、上に厚くして下に薄くというふうな、法人税とか源泉課税というふうなことも私は言えるのじゃないかと思っております。特に法人のような場合には、資本の蓄積というのを皆さんしよつちゅう言っているわけですが、それとか、民生の安定とか、ときどき皆さんの御意見を聞いていますと、非常に疑問に思う場合があるわけなんです。資本の蓄積というのは、ずっと天井の上にも蓄積されるもので、民生の安定というものは、ちっぽけな新生活運動の中に行われる民生の安定、こういうふうな思われる民生の安定、資本の蓄積について主税局長にお聞きしたいのです。あなた、資本の蓄積は今何をやられますか、現ナマの蓄積を今何をやられるのですか、それとも工場その他の設備の蓄積が日本の今の経済の場合必要と考えているかということ、一つお聞かせ願いたい。

○渡邊政府委員 まあ資本と言え、必ずしも工場の設備だけが資本じゃない。やはりそこに資産的に見ましても、流動資産的なものが当然考えられますし、それから同時に、また現在の企業でよくいわれておりますものは、どうも借金でもって非常にまかなってきている、従ってもう少し自己資本による分を増加しなければならぬ、こういったこともいわれているわけでございまして、もちろん現在の段階におきましても、かなり過剰設備をかかえているところもございまして、同時に設備の増加、あるいは少くとも設備の近代化といった意味において、物的に設

備を改善していく、拡張じゃなくて改善の面もありますが、これも物的な面においてのやはり資本の蓄積、これも必要だという面も企業によつてはいろいろあるのではないかと思います。同時に、また一般的に言えば、先ほど言いましたように、借金によつて事業をやっているというものは、どうも企業として不安定だから、もっと自己資本による要素を大きくしていきたい。物的の方を考えているのか、それともそうしたもの、抽象的な面を考えているのか、こう問詰められますと、一がいには言い切れないと思っておりますが、両者の面がやはりあわせ考えられていかなければならない。工場設備も、これ以上設備としては必要のないという会社におきましても、やはり経営を合理化していただき、利潤を蓄積の方に回していただくことによつて、従来借金でやっていた分を順次自己資本に変えていく、こういう方努力は、やはり会社としては当然やっていくべきであり、またわれわれとしてぜひそうあってほしい、こういう問題じゃないかと考えております。

○石山委員 私は、日本の今の場合、非常に資本が蓄積されたということを申し上げたいのであります。というのは、これは外国の経済雑誌でも指摘されたのであります。今のような状態でいいますと、一九五八年と言いますから、もう二年たつと大へな設備過剰のものが出てくる。今大へな会社は、御承知のように、鉄鋼初め設備を拡充しております。計備を拡充しておりますが、貯金がふえていっている。こういう現象は、私は大企業家は相当現ナマも持っているし、いろいろなこ

とが言い得るのではない。日銀の状況を調べてみますと、政府与党でも考えている例の資金調整とか、あるいは民間では資金がだぶついている。こういうことを考えますと、資本の蓄積、企業の健全化のみに大蔵省あたりは目を注いで、そこに非常に安い税金をかけている、減免規定を設けている。しかるに源泉課税は、それに比較すると、減税とはいえないが、目に見えないほどの恩恵しかないのではない。

そのうち、私は特に大蔵省の主税局長に考えていただきたいのは、交際費はもともと大きく見てもいい要素があるのではない、資本の蓄積の過程においてはやむを得ないというわけで、いろいろなものの特例を出しておられるけれども、今のようない時代になっても、あの一番たくさん交際費を使ったときの例をとりまして、それも全部ではない、七割とか、その中の右が多かったらとるとか、左が多かったら課税するとか、そんなことをしないで、交際費くらいいびつとつけて、収入がない、収入がないと言っておられるなら、それを予備費くらいに入れて、弾力のある予算の組み方はできなかったか。

○渡邊政府委員 交際費と一がいにいいますと、これは石山委員よく御存じのように、いろいろな種類のものが実はあるわけでありまして。われわれの方として、一応交際費という名前をつかんでおきますのは、厳格な意味の狭義の交際費よりも、どうせ問題になりますのは、お客を招待して飲み食いする金、あるいはその送り迎えの自動車賃とか、年末の贈答関係とか、そういう

うものが中心じゃないかというので、実はかなり広く網をかけておったのでございます。従いまして企業の間から見ますれば、販路を拡張していく上におきましては、やはり相当のつき合いも必要だ、ある意味において必要欠くべからざるものと言ひ得る部分もあるのではないかと。うううにわれわれは考えております。そういう意味において現在二十八年度の七割、片方売り上げとか取引額を見ますと、二十八年に比べればかなり全体が伸びてきておるわけでございます。従いまして、交際費を何に比例して考えていくべからず、いった点など、われわれずいぶん検討してみたのでございますが、やはり売上金額とか取引金額といったようなものと比例をとっていくのが、割合一つの目安のように思いますが、そういうものの考え方をいいますと、売上金額、取引金額というものは相当ふえておるわけでございますから、率そのものは二十八年度の七割というふうに固定されおりましたもその意味において、やはり相当の節約が税法上要請されておるといふことは言い得るのではないかと。ただ今度七割の率を減えさせないで、筋としては七割よりも六割がいいのではないかと。うううをさらに検討して参るべきものだと思いますけれども、何と申しまして、やはりある程度必要なものはそこにあるのでありますから、それを全然ゼロにしろということも無理なことでございます。ただこの七割ということ、七割までの節約はぜひやっていたらいいという面から、従来は、七割をこえる部分は半額だけ損金に算入しないというのを、今度は全額算入しないとい

うことをやっておるわけでありまして、交際費は、交際費という名前からいいますと、そんなものは全部要らないじゃないかといったような一応の印象を受けないでもございせんが、会社の経営その他を参りますと、やはりある程度はどうしても必要なものもある。しかし、そんなに大きな額を交際費で出すのはおかしいではないか、そこに節約する余地もあるんじゃないか、それを節約することによって企業の利潤をふやし、それで蓄積をふやしていただきたい、こういうふうな考え方があつたわけでありまして、見方によつては、まだ不十分だという御批判もあるかもしれせんが、われわれとしては、この際としてはこの程度で考えていったらいいのではないかと考えております。

○石山委員 私、ほんとうは少しあなたとやりとりしたいのですが、やりとりする時間がないので、聞きっぱなしのような格好ではなほだ本意でございしますが、この資本の蓄積と法人税の問題に關しましては、われわれも少しづつと負けるかという意味ではなく、こういう考え方もあるということをお願いしたい、この次の皆さんの考への中に入れてもらいたいというのがあるが、われわれの任務だと思つてゐるのですが、残念ながら、きょうはそれができないようでございますから、一つ、これは政務次官にお聞きしたいのですが、例の定期取引の問題がだいぶ議論されております、日の目を見るような見えないような立場にあるようですが、それに対して一つ省の態度をお知らせ願ひたいと思ひます。

○山手政府委員 資本蓄積のお話がございまして、これは相対的な問題でございまして、今お話しのように、一時終戦後の日本の経済界の事情から考へてみますと、確かに今日は非常に資本の蓄積ができた、こう考へております。ただし今日日本の経済情勢から見まして、どうしても貿易も今後大いにやつていかなければなりませんし、国際的な非常な輸出競争等にも立ち向つていく以外には方法がないのでありますから、世界各國、特に戦勝國そのほかが猛烈な輸出競争に乗り出してきておる状況からして、日本の企業が、今日のような資本の構成状況であつてよろしいかどうか、いろいろさういふふうなことを考へてみますと、決して今日の段階で満足すべきものじゃないと思ふ。國家のために、大いに資本蓄積をさらに奨励もし、助長していくように仕向けていかなければならぬのじゃないか、こういうふうなことを考へている次第であります。

それから今お尋ねのありました定期取引の問題でございますが、これは、皆さん新聞そのほかですてに御承知をいただいておりますように、与党の中にも、ぜひ定期取引をやるように、国会中に大蔵省で成案を得て、御審議を願うようにしないかという御意見もございします。しかし大蔵省は、そういう御意見もあつたものでございしますから、これを取り上げて種々慎重に検討をいたしておりますけれども、まだ具體的にこうするといふ結論にまでは至っておりません。終戦後、御承知のような三原則が連合軍によつて示されておりました、清算取引を新たに認

めるといふことになりまして、今日の制度をいわば根本的に改正するにてもいふべき態勢に持ち込むことになりまして、これはまだまだ慎重に考慮をし、慎重に検討をしていく方がよろしかろう。特に各界にいろいろな影響もございしますから、できれば、大蔵省としては、調査会でも設けて、その調査会で各方面の意見をよくお聞きした上で、やるのかやらないのか、そういうことについても慎重な結論を出さざるを得ない、こういう態度で今日臨んでおるわけでございしますが、まだ最終的な結論にまで至っておりません。

○石山委員 私、こういう問題が行政の一番中心をなす問題だと思ふ。なぜかという、この案が出ることによつて、私は非常な利益を得る人たちがおると思ふのです。つまり証券界などの場合です。与える影響が非常に広範である。私は慎重にやるのもけっこうだけれども、行政的には、大蔵省としては、現実の段階ではやるべきでないといふことを打ち出さなければ、私は行政指図の誤まりだと思ふ。そうでなければ、ここでぶらぶらしていれば、これが経済界に与える影響、そのことによつて利益を得る分子がたくさんおります。そのことによつて欠損する分子もあるいは出てくるかも知れませんが、です。ですから、こういうふうな特に投機のような、いわゆる株式相場に非常に微妙な影響を与えるようなこの問題を、慎重に慎重になどいってやるようなやらないような格好を見せておくといふことは、私は決して正常な行政手段ではないと思ひます。ですから、取り急いで、現実における限りは、一つ一つの判断は、私は当然下さるべき

問題だと思ひます。そうして、このやるべきはいつかということ、調査会で慎重にやってもけっこうだと思ひますけれども、現在の日本の政治状態、経済状態の場合においては、今の場合は、これはやるべきでないというくらい腹がまへはつけないければならぬのではないか。わが党は、こういうふうな投機的な要素をたくさん帯びてゐる取引に対しては、現段階においては決してやるべきでないという強い意思を持ってゐることを、一つあわせて考へていただきたいと思ひます。

私の質問は、きょうはこれで終ります。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

大蔵委員会議録第七号中正誤

頁	段	行	誤	正
二	二	九	三	二

昭和三十一年三月三日印刷

昭和三十一年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局